

(別添1)

建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところでもあります。（別紙ア参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いします。

〔参考〕

・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）及び「補助金等の再点検について」（抄）（別紙イ）

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考] 国における契約手続き(別紙ウ)

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求めら

(別紙ア)

れるのは当然のことです。この事から、補助事業にかかる建設工事契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

① 公表内容

- ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
- ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額

② 公表の時期

- ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表

③ 公表の期間

- ・公表を行った年度及び翌年度

④ 公表の場所等

- ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考] 国における入札結果等の公表 (別紙エ)

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸なげ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止の取扱を認識するとともに、このことについて契約書に明記しておくことが必要です。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者(補助事業者)の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考] 建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項 (別紙オ)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」
(平成8年12月19日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」
(平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三

契約担当官及び支出

負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他

の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わらざるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

(指名競争に付することができる場合)

第九十四条

会計法第二十九条の三第五

項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定貸借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定貸借料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものとするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

- 第九十九条 会計法第二十九条の第三項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
 - 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 四 予定借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 六 予定貸賃料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
 - 八 運送又は保管をさせるとき。
 - 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。

- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救助を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小组組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者により払い、貸し付け又は信託するとき。
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

国における入札結果等の公表

1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第1号、第2号又は第7号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第99条第1号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第94条第2項の規定により指名競争に付したのものについては、公表の対象としないものとする。

2 公表の内容

(1) 一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第29条の6第1項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

(2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

(3) 随意契約によることとした場合（予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

3 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参照の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法(抄)

昭和二十四年五月二十四日
法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問はず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができ、この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項(例)

第○条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

私立高等学校等施設高機能化整備費 防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）Q&A

目次

問1	Is値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる場合において、「補強を必要とする特別な理由」とは、どのような例があるのか。	2
問2	耐震診断等に係る費用は、何年前まで遡って工事実施時に補助対象経費と出来るのか。	2
問3	例えば、10年前に耐震診断を実施している場合、この耐震診断結果は有効なのか。	2
問4	耐震補強工事の対象になるのはどのようなものか。	2
問5	本体工事とは具体的にどのようなものか。	3
問6	関連工事とは具体的にどのようなものか。	3
問7	耐震診断報告書に、工事等を行うことが必要である旨記載されていれば、全て耐震補強工事の補助対象としてよいのか。	3
問8	補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事や、非構造部材の耐震化工事は、関連工事にはあたらないのか。	4
問9	コンクリートブロック壁の撤去及び乾式壁（石膏ボード）への改修は、耐震補強工事の補助対象となるか。	4
問10	「耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。」とあるが、因果関係が明確にされていれば、耐震補強工事の補助対象となるのか。また、どの程度まで回復させることが認められるのか。	4
問11	「本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。」とあるが、この「設備関係の改造」とは、どのような例があるか。	4
問12	本体工事の施工範囲内で空調設備を新設したが、耐震補強工事の補助対象として問題ないか。	5
問13	校舎屋上の防水改修工事によって建物が軽量化すれば、耐震性能が向上することは明白であると考えるが、この場合は耐震補強工事の補助対象としてよいか。	5
問14	補助対象となる仮設校舎のリース契約について、補助対象となる期間はありますか。	5
問15	耐震補強工事の補助対象とならない事例を具体的に示してほしい。	6
問16	過去に会計検査院から指摘された事例があれば教えてほしい。	8

(耐震性能等)

問1 Is値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる場合において、「補強を必要とする特別な理由」とは、どのような例があるのか。

(答) 耐震補強工事の対象となる建物は、原則として、Is値がおおむね0.7に満たないこと、若しくはq値がおおむね1.0に満たないことを条件としています。

ただし、例えば耐震診断の結果、Is値が0.85であったが、大地震時の層間変位値がエキスパンションジョイントのクリアランスを上回るため、隣接する建物に衝突する可能性があるとして判定委員会で判定された場合などは「補強を必要とする特別な理由」となります。

(耐震診断)

問2 耐震診断等に係る費用は、何年前まで遡って工事实施時に補助対象経費と出来るのか。

(答) 本事業の対象となる建物に係る耐震診断及び耐震補強計画策定に要する経費については、工事实施年度の前々年度支出分までを補助対象経費に算入することができます。

問3 例えば、10年前に耐震診断を実施している場合、この耐震診断結果は有効なのか。

(答) 10年前と建物の現況に技術的に大きな変化（構造壁の撤去等）がなければ、当時の耐震診断結果でも有効として取り扱うことができます。

(補助の対象となる範囲)

問4 耐震補強工事の対象になるのはどのようなものか。

(答) 耐震補強工事の対象となるものは、「本体工事」と「関連工事」があります。

「本体工事」は、原則として、建物の耐震性能向上に資するものであり、そのことが構造計算等で明確にされている工事を指します。

「関連工事」は、本体工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事等を指します。本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。

問5 本体工事とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・壁、柱、梁、ブレース、耐震スリット、基礎等の新設、増設又は補強に必要な工事。
- ・鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）。
- ・庇、塔屋、防水層、雑壁等の撤去・付替等建物の軽量化等を図るための工事（上層階の撤去を含む。）。
- ・エキスパンションジョイント等のクリアランス確保を目的とした工事。

などが挙げられます。

なお、建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされていないものは、本体工事とはなりません。

問6 関連工事とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・本体工事の施工上必要となる内外装、建具及び設備等の改修工事（解体・設置する工事を含む。）。
- ・建築基準法、消防法等の規定により、本体工事に伴い必要となる防火扉（制御装置を含む。）等の設置工事。
- ・本体工事に伴い必要となるリース契約の仮設建物工事（本体工事を実施する建物面積を限度とする。）。
- ・本体工事に伴い低下する室内外環境条件（照度、温湿度等）を回復させる改修工事や模様替え（室内の照度等の検証を行ったものに限る。）。
- ・その他、本体工事の施工上撤去せざるを得ない外構、倉庫等の解体及び復旧工事。

などが挙げられます。

なお、本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。

問7 耐震診断報告書に、工事等を行うことが必要である旨記載されていれば、全て耐震補強工事の補助対象としてよいのか。

(答) 耐震補強工事の補助対象となるのは、建物そのものの耐震性能向上を目的とした工事であって、かつ耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている必要があります。そのため、構造計算等で建物の耐震性能が向上することが明確にされていない場合は、単に耐震診断報告書に記載されていることの

みを根拠にして、耐震補強工事の補助対象とはなりません。

なお、当該工事等が本体工事の施工に伴い必要となる工事であることが合理的に説明できるものであれば、関連工事として、耐震補強工事の補助の対象となります。

(補助対象経費)

問8 補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事や、非構造部材の耐震化工事は、関連工事にはあたらないのか。

(答) 本体工事の施工上必要となる最小限の範囲については、関連工事となりますが、それ以外については、防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）の対象となる可能性があります。

問9 コンクリートブロック壁の撤去及び乾式壁（石膏ボード）への改修は、耐震補強工事の補助対象となるか。

(答) 当該工事が荷重軽減などで建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている場合は、耐震補強工事の補助対象となります。

ただし、構造計算等により建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく行なう工事や、コンクリートブロック壁の倒壊の危険を防止するために行なう工事等については、耐震補強工事の補助対象とはなりません。

問10 「耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。」とあるが、因果関係が明確にされていれば、耐震補強工事の補助対象となるのか。また、どの程度まで回復させることが認められるのか。

(答) 本体工事に伴い照度等の室内外環境条件が悪化するなど、その因果関係が検証されていれば、耐震補強工事の補助対象(関連工事)となります。回復させる程度については、学校環境衛生基準などの現行基準を参考としてください。

問11 「本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。」とあるが、この「設備関係の改造」とは、どのような例があるか。

(答) 例えば、耐震補強壁の設置に伴い開口部が閉塞されて換気量が減少し、必要換気量が確保できないような場合において、これを回復するための工事は耐震補強工事の補助対象(関連工事)となります。ただし、耐震補強壁の設置に伴い

換気量が減少したことについて、その因果関係が検証されている必要があります。

問12 本体工事の施工範囲内で空調設備を新設したが、耐震補強工事の補助対象として問題ないか。

(答) 本体工事の施工範囲内であっても、従前なかった設備を新たに設置する場合や、再取付が可能な既存の機器を設置しないで新しい空調設備を取り付ける場合は、原則として関連工事とはなりません。

ただし、本体工事による開口部の閉塞、開口面積の減少等を検証した結果、室内の環境条件（温湿度）が著しく悪化することが明らかとなり、室内の環境条件を回復させる手段が空調設備の新設以外にないような場合は、空調設備の新設が耐震補強工事の補助対象（関連工事）として認められる場合もあります。

問13 校舎屋上の防水改修工事によって建物が軽量化すれば、耐震性能が向上することは明白であると考えるが、この場合は耐震補強工事の補助対象としてよいか。

(答) このような場合においても、老朽化対策との違いを明らかにするため、当該工事が建物の耐震性能向上を趣旨とした工事であることが構造計算で明確にされている必要があります。

問14 補助対象となる仮設校舎のリース契約について、補助対象となる期間はあるのか。

(答) 原則として、当該校舎の利用ができない期間（工事の実施期間及び引っ越し等に要する期間）が補助対象期間となります。

問15 耐震補強工事の補助対象とならない事例を具体的に示してほしい。

(答) 以下に例として掲げた工事内容は、耐震補強工事の補助対象とならないので、ご注意ください。

耐震補強工事の補助対象とならない例	
以下の工事のうち、 <u>構造計算等により建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく行うもの</u> （耐震診断報告書等への記載の有無は問わない。）	
①	庇や煙突等に対する補強材の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
②	外部階段や渡り廊下の鉄骨部材の補強又は付替え工事
③	屋上に設置されている高架水槽の付替え、高架水槽等の工作物の架台の補強、高置水槽や煙突の撤去工事
④	構造計算等に拠らずに建物の軽量化等に資すると判断して行った工事（例：屋上の防水層の改修、工作物や塔屋、パラペット、バルコニー等の撤去）
以下の工事のうち、 <u>本体工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工されるものや、耐震補強工事と関係なく建築基準法や消防法等の法令（条例を含む。）に適合させるなどのために行うもの</u> （いずれも耐震診断報告書等への記載の有無は問わない。）	
①	コンクリートブロック壁（CB壁）の転倒防止又は撤去工事
②	ガラスブロックの補強又は撤去工事
③	構造体（躯体）ではない庇や煙突等に対する補強材（吊り材・方杖・柱等）の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
④	構造体（躯体）ではない壁の亀裂部に樹脂を注入して、クラックや剥離部分を補修したり、防水性能を確保したりする工事
⑤	構造体（躯体）ではない外壁や天井を撤去して、ALC板等に張り替えるなどの工事
⑥	地震時の揺れによる剥離・落下等を防ぐ目的で、柱や梁に仕上げ材を施したり、室内（教室や体育館）の天井材や床材を張り替えたり、天井一面にネットを張ったり、雑壁を補強したりする工事

⑦	地震時の揺れによる落下を防ぐ目的で行う、照明器具・空調設備・視聴覚設備・バスケットゴール等の器具や設備の付替え、取付金具の更新工事
⑧	防火区画、避難経路の確保などのために行う、防火扉・防火シャッター・非常口・タラップ・滑り台等の新設・改修等の工事（本体工事により避難経路が変更となるために必要となるなどの場合を除く。）
⑨	教室等の居室と廊下との間の間仕切壁を撤去し、耐火構造又は準耐火構造の間仕切壁に付け替える工事
⑩	現行の建築基準法に見合う必要換気量を確保するために、通気口や換気設備を新設する工事（本体工事に伴い換気量が減少することについて検証し、その結果、必要性が認められた場合を除く。）

(会計検査院による指摘事例)

問16 過去に会計検査院から指摘された事例があれば教えてほしい。

(答) 次の事例については、会計検査院から不適切な事例として指摘を受けたものです。今後同様の事例が生じないように、補助金の申請にあたっては、十分ご注意ください。

事例1) 従前設置されていなかったロッカー等の備品を新たに購入したり、耐震補強壁等を設置した箇所とは関係ない箇所に設置されていた備品を更新したりすることなど補助対象とは認められない経費を補助対象経費に含めていた事例。

事例2) 耐震補強工事に支障があるとして、汚水管の移設工事を含めて補助対象事業経費を算定していた。しかし、実際の施工においては、既設の汚水管が耐震補強工事への支障とはならなかったことから既設の汚水管を除去することなく本工事が施工されており、当該移設工事は耐震補強工事の付帯工事と認められないため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例3) 適用する補助率が異なる Is 値 0.3 未満 (補助率 2 分の 1) の教室棟と 0.3 以上 0.7 未満 (補助率 3 分の 1) の管理棟の耐震補強工事について、教室棟及び管理棟を一体のものとして、両棟に補助率 2 分の 1 を適用して補助金を受けていたため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例4) 内壁の塗装に係る工事費について、特殊な塗装仕上げで施工するとして補助対象経費を算定していたが、実際の施工において、当初の仕様よりも施工単価の低廉な工事を行っていたため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例5) 契約締結時の工事費内訳書における施工単価及び材料単価を増額して、補助対象経費を算定しており、補助金が過大交付となっていた事例。

事例6) 諸経費等の按分において、直接工事費の補助対象の金額と補助対象外金額の比率により按分して算定しておらず、補助金が過大交付となっていた事例。

事例7) 値引き額を補助対象の金額と補助対象外金額の比率により按分して算定しておらず、値引き額の全額を補助対象外の工事費の減額として、補助対象経費を算出していたため、補助金が過大交付となっていた事例。